

【令和8年度】
補助事業手続きの流れ【建替え】

■申請前の準備

- ・建築士や工務店、ハウスメーカー等に相談し、見積の取得、設計や工事の期間を確認
- ・木造住宅耐震診断又は旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断※の実施
※建築士が調査したものに限り

■建替え補助金の必要書類

交付申請時

- ①木造住宅耐震改修等交付申請書（第1号様式）
- ②木造住宅建替え予算書（要領-第2号様式）
- ③耐震診断報告書の写し又は耐震診断調査票
- ④申請図（案内図・配置図）
- ⑤現況写真（既存木造住宅の全景）
- ⑥建築時期が確認出来るものの写し（耐震診断報告書の写しがない場合）
- ⑦本市の税に滞納が無いことが確認できるもの（未納のない証明書）
- ⑧居住に関する確約書（居住していない場合）
- ⑨その他市長が必要と認めるもの

「未納のない証明書」は
市役所3階市民税課10番窓口
で取得できるよ！



事業着手時

- ①木造住宅耐震改修等事業着手届（第3号様式）
- ②事業全体の工程表

設計完了時

- ①木造住宅耐震改修等事業報告書（第4号様式）
- ②建替え後の住宅の設計請負契約書の写し
- ③建替え後の住宅に関する図面（配置図・平面図・立面図）
- ④建替え後の住宅の確認済証の写し
- ⑤除却・新築工事費見積書の写し（施工業者の捺印があるもの）

工事完了時

- ①木造住宅耐震改修等事業完了実績報告書（第7号様式）
- ②工事監理契約書の写し及び工事請負契約書の写し
- ③工事写真（既存木造住宅除却完了・施工中・完成）
- ④建替え後の住宅の検査済証の写し及び省エネ基準に適合することが確認出来る書面
- ⑤補助対象事業に係る領収書（設計費・監理費・除却工事費・新築工事費）
- ⑥補助金支払請求書（第9号様式）
- ⑦その他
 - ◇居住後の住民票の写し（交付申請時に既存木造住宅に居住していない場合）
 - ◇補助金受領委任支払請求書（第10号様式）（補助金を施工者等に支払う場合）

完了実績報告書は
2月末までに提出
が必要だよ！



※詳しくは、お問い合わせください。

お問い合わせ先
甲府市 まちづくり部 建築指導課
甲府市役所 本庁舎 7階
電話 237-5828(直通)

【令和8年度】
補助事業手続きの流れ【建替え】

まずは、建築士や工務店、
ハウスメーカー等に相談
して、建替え費用や、
工期を確認してね！

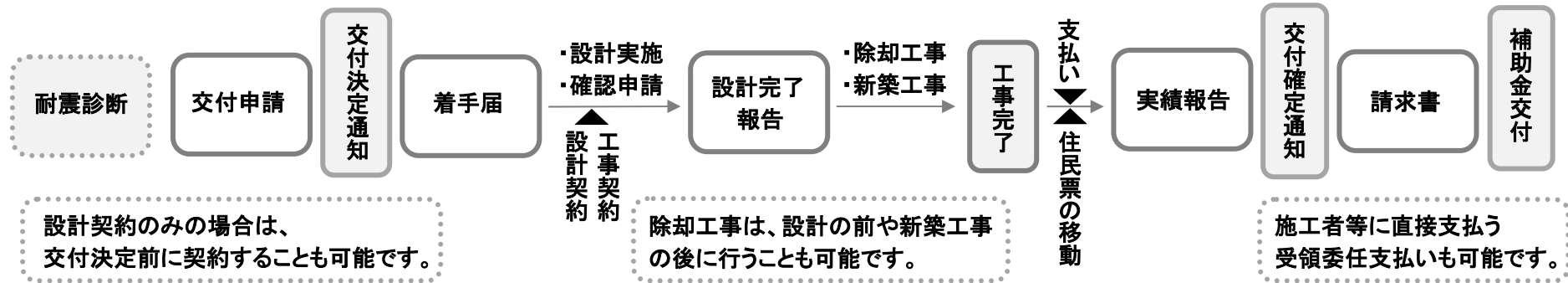


今なら最大

1,437,500 円 の補助金！

※耐震改修工事に要する費用相当分が限度額

申請書類は
市のホームページ
からダウンロード
出来ます。



〈補助事業の対象外となるもの〉

- 他の国の補助金を受ける場合で補助対象が重複するもの（新築工事に対して補助を受けるもの等）
- 土砂災害特別警戒区域内に新築するもの
- 既存木造住宅の所有者もしくは所有者の3親等以内の親族以外が行うもの
- 交付決定前に事業に着手したもの

※建替えは、除却工事と新築工事をあわせて行う事業となりますので、どちらも請負契約を交付決定前に締結しないで下さい。

〈留意事項〉

- 耐震診断は、建築士が行う「旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断」でも可能です。
- 交付決定後に事業の内容に変更が生じる場合は、変更申請書を提出し、承認を受けて下さい。
- 実績報告書は、事業完了（工事等の支払いの完了）から1箇月以内もしくは2月末までに提出して下さい。